

佐世保工業高等専門学校教務委員会規程

(平成16年4月1日制定)

(設置)

第1条 佐世保工業高等専門学校（以下「本校」という。）に、本校の本科の教務に関する重要事項を審議するため、佐世保工業高等専門学校教務委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 教育課程の編成及び実施に関する事項
- 二 指導要録に関する事項
- 三 学校行事に関する事項
- 四 入試に関すること。
- 五 学生の就職及び進学に関すること。
- 六 その他教務に関する重要事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 教務主事
- 二 教務主事補
- 三 学生主事
- 四 寮務主事
- 五 専攻科長
- 六 学科代表（基幹教育科を含む。）
- 七 学生課長

2 前項第6号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(委員長)

第4条 委員会の委員長は、教務主事をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(開催)

第5条 委員会は、毎月1回開催することを原則とする。ただし、委員長が必要と認めた場合は、臨時に開催することができる。

(報告)

第6条 委員長は、委員会の審議内容を校長に報告するものとする。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者を出席させることができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、学生課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月30日)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。